

## 1 概要

### (1) 銀行法等の一部改正

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面の手当てのための整備を行うことを内容とし、その一環としていわゆるビットコイン等の仮想通貨への対応も図るもの。

### (2) 仮想通貨への対応

仮想通貨の取引については、G7及びFATFにおいて、マネー・ローンダリングに利用される危険性があるとして、仮想通貨と法定通貨との交換等を行う「仮想通貨交換業者」を規制の対象とすることが求められていることなどを踏まえ、資金決済法において、「仮想通貨交換業者」を登録制の対象とし、利用者保護のためのルールを整備するとともに、マネー・ローンダリング対策を図るもの。

## 2 犯罪収益移転防止法の改正内容（銀行法等の一部を改正する法律の附則で改正）

### (1) 「仮想通貨交換業者」の特定事業者への追加（第2条第2項関係）

取引時確認の実施、確認記録の作成・保存等の各種義務が課される特定事業者に、「仮想通貨交換業者」を追加。

### (2) 「仮想通貨交換業者」に係る行政庁及び主務大臣（第22条第1項及び第23条第1項関係）

「仮想通貨交換業者」の行政庁及び主務大臣を内閣総理大臣とする。

### (3) 仮想通貨の交換に必要な情報の提供等に係る罰則新設（第30条関係）

仮想通貨の交換等に係る役務の提供を受けるために必要なIDやパスワード等の情報を不正に第三者に提供する行為等に係る罰則を新設。

### (4) その他所要の改正

(1)に伴う条項番号の移動に対応するための所要の改正を行う。

## 3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

## 4 今後の予定

平成28年3月4日 閣議決定（予定）

公安委員会 説明資料No. 2	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告について	平成28年2月25日 公安課
--------------------	---	-------------------

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第31条の規定に基づき、平成27年中の同法の施行状況を法務省との共同請議により閣議決定の上、国会に報告するもの（今次報告で17回目）。

### 1 観察処分決定と期間の更新の経緯

公安審査委員会は、平成12年1月、オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分を決定。以後、3年ごと（15年1月、18年1月、21年1月、24年1月及び27年1月）に、当該処分の期間の更新を決定。

### 2 観察処分の実施等

- 公安調査庁は、平成27年中、合計23回延べ37か所に立入検査を実施。関係都道府県警察は、同立入検査に際し、周辺の警戒警備を実施。
- 「ひかりの輪」及び「Aleph」が、27年1月に更新された観察処分決定の取消しを求める行政訴訟を東京地方裁判所にそれぞれ提起。

### 3 教団の現状

#### (1) 組織の概況

- 現勢は、国内に信者約1,650人及び拠点施設32か所、ロシア連邦内に信者約160人及び拠点施設数か所。
- 麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」と、観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の実現することを目的として組織された「ひかりの輪」が中心。

#### (2) 活動の概況

- 松本の影響力
  - 松本の写真等を施設内の祭壇等に掲げたり、松本の修行を特徴付けていた「イニシエーション」（秘儀伝授）と同種の儀式を実施していることなどが確認されており、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している。
- 閉鎖的・欺まんの体質
  - ・ 出家信者を拠点施設等に集団居住させて独自の閉鎖社会を構築し、公安調査庁の立入検査の際には、検査開始時に施設入口の開扉までに時間を掛けるなど非協力的な行為を反復（閉鎖的）。
  - ・ 公安調査庁への報告において、構成員の一部を報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告せず（欺まんの）。
- 資金及び信者獲得に向けた諸活動
  - ・ 一般企業に就業する出家信者の給与等を上納させ、また、在家信者からは、説法会や「聖地巡り」と称する旅行を実施して布施等を徴収したり、「集中セミナー」で高額な布施を徴収したりするなど、多額の資金を獲得、資産が増加。
  - ・ 街頭や書店等における声掛けのほか、タロット占いや花見等の宗教色を感じさせないイベントを開催したり、SNSを利用したりするなどして、青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿して運営するヨーガ教室への参加を働き掛けるなどして、新規信者を獲得。

### 1 概況

冊子

	平成27年	平成26年	増減	増減率 (%)
刑法犯少年の検挙人員	38,921	48,361	▲ 9,440	▲ 19.5
刑法犯少年の人口比	5.5	6.8	▲ 1.3	—
特別法犯少年の送致人員	5,412	5,720	▲ 308	▲ 5.4
特別法犯少年の人口比	0.76	0.80	▲ 0.04	—

- 刑法犯少年は3万8,921人と12年連続、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙(送致)人員をいう。以下同じ。）は5.5と6年連続で減少、いずれも戦後最少を更新、戦後最多時（昭和58年）の3分の1以下に。〈1・2〉

1頁
- 特別法犯少年は5,412人、人口比は0.76といずれも4年連続で減少し、平成以降最少水準であった平成18年（5,438人、0.71）に近づく。〈3・4〉

9頁
- 刑法犯少年の包括罪種では風俗犯を除く全てで減少。殺人は全体に占める割合は少ないものの前年比2割増。初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）が減少数の約7割を占める。〈5・6〉

2頁  
5頁
- 特別法犯少年の法令別では、児童ポルノ事犯、大麻事犯が、全体に占める割合は少ないものの前年より急増。〈7~12〉

20頁
- 刑法犯少年の年齢別検挙人員、人口比では、8年連続最多であった15歳を16歳が上回り最多。〈13〉

6頁
- 特別法犯少年の年齢別送致人員、人口比では、10年連続で19歳が最多。〈14〉
- 刑法犯少年の初犯者、再犯者ともに減少したが、再犯者率は18年連続で増加。〈15〉

7頁
- 刑法犯少年同士の共犯率は、ほぼ横ばいで推移、成人同士の2.4倍。〈16〉

7頁
- 振り込め詐欺が増加、検挙人員の約8割が「受け子」。〈17・18〉

3頁

### 2 学校のいじめ問題

- いじめに起因する事件の検挙・補導件数、人員ともに減少。

24頁
- 検挙補導人員の約6割は中学生。

### 3 当面の対策

- 問題を抱えた少年の立ち直り支援や街頭補導等の「非行少年を生まない社会づくり」を関係機関・団体やボランティア等地域社会と連携し継続的に推進。
- 振り込め詐欺の増加については、被疑者の声を生かした説得力のある特殊詐欺への関与防止を内容とするDVDを活用するなどし、学校や少年院等の矯正施設等と連携した広報啓発の推進。
- 大麻事犯の増加については、文部科学省と連携し、薬物乱用防止教室を積極的に開催するなど、薬物乱用防止教育の更なる充実強化。

### 1 死体取扱数

16万2,881体（前年比－3,472体（－2.1％））

※ 平成27年全死者数 推計130万2千人（前年比 約2万9千人増加。厚生労働省平成27年（2015）人口動態統計の年間推計）

死体取扱総数	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	173,735	173,833	169,047	166,353	162,881
犯罪死体	927	858	984	811	834	735	734	514	520	488
変死体	12,747	14,076	15,038	15,731	18,383	20,701	22,722	20,339	20,106	20,211
その他の死体	135,565	139,645	145,816	144,316	151,808	152,299	150,377	148,194	145,727	142,182

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの  
※ 交通関係、東日本大震災による死者を除く。

### 2 検視官の臨場率

76.0％（前年比＋3.7ポイント）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
検視官臨場率（％）	11.2	11.9	14.1	20.3	27.8	36.6	49.7	62.7	72.3	76.0
検視官数（人）	144	147	160	196	221	268	304	333	333	340

※ 検視官数は、それぞれの年の4月の人数  
※ 検視官が臨場しない場合も、検視官が画像による死体観察等を実施

### 3 解剖数

司法解剖数 8,424体（前年比－260体）

新法解剖数 2,395体（前年比＋474体）

解剖率 12.4％（前年比＋0.7ポイント）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
司法解剖	5,524	5,901	6,285	6,569	8,014	7,971	8,520	8,356	8,684	8,424
新法解剖								1,418	1,921	2,395
その他の解剖	8,518	8,824	9,431	9,615	11,069	11,205	10,698	9,262	8,787	9,302
解剖率	9.4	9.5	9.7	10.1	11.2	11.0	11.1	11.3	11.7	12.4

※ 新法解剖（平成25年4月以降）とは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条に基づく解剖  
※ その他の解剖とは、警察が取り扱った死体のうち、司法解剖及び新法解剖以外の解剖

### 4 犯罪死見逃し防止に向けた施策

- 検視官による死体観察の徹底（臨場又は画像による確認）
- 死者の周辺捜査の徹底
- 各種検査、解剖の確実な実施

## 1 暴力団構成員等の情勢

区分	年次	H23	H24	H25	H26	H27	前年比増減率
構成員		32,700	28,800	25,600	22,300	20,100	-9.9%
準構成員等		37,600	34,400	33,000	31,200	26,800	-14.1%
合計数		70,300	63,200	58,600	53,500	46,900	-12.3%

○ 暴力団構成員及び準構成員等の数は、平成17年以降減少し、27年末現在で46,900人（前年比-6,600人）と、6年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新

○ 暴力団構成員は20,100人（前年比-2,200人）、準構成員等は26,800人（前年比-4,400人）で、いずれも暴力団対策法施行後最少

## 2 暴力団犯罪の検挙状況等

○ 暴力団構成員等の検挙人員は、平成17年以降減少傾向にあるところ、27年は21,643人で、引き続き減少（前年比-3.8%）

○ 暴力団構成員等の検挙人員を罪種別で見ると、刑法犯上位5罪種（傷害、詐欺、窃盗、暴行、恐喝）全てで前年に比べて減少。詐欺の検挙人員は、26年に初めて窃盗の検挙人員を上回ったところ、27年も同様の傾向

○ 事業者襲撃等事件は、19年に統計を取り始めてから最少（1件、前年比-7件）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件も、暴力団対策法施行後最少（8件、前年比-11件）

## 3 六代目山口組及び神戸山口組の現状と対策

○ 平成27年8月末、指定暴力団六代目山口組傘下の直系組長13人が離脱し、神戸山口組を結成

○ 27年末現在における両団体の暴力団構成員及び準構成員等の数は、六代目山口組が14,100人（うち構成員6,000人）、神戸山口組が6,100人（うち構成員2,800人）

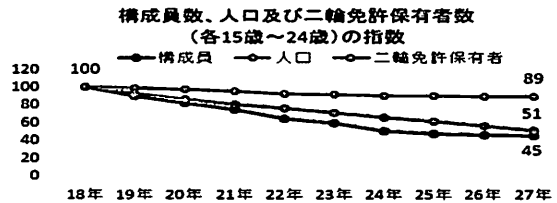
○ 警察では、関連情報の収集や警戒の強化を推進するとともに、取締りを徹底

1 暴走族の実態等

暴走族のグループ数、構成員数、い集・走行回数、検挙人員及び110番通報件数は、いずれも減少傾向

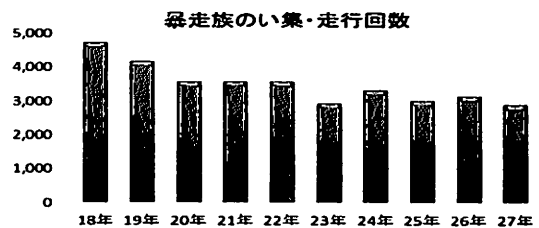
(1) 暴走族のグループ数及び構成員数

区分	23年	24年	25年	26年	27年
グループ数	452	392	327	298	227
構成員数	8,509	7,297	6,933	6,830	6,771
うち15歳～24歳	7,224	6,118	5,779	5,608	5,460



(2) 暴走族のい集・走行回数

23年	24年	25年	26年	27年
2,923	3,317	3,011	3,131	2,883

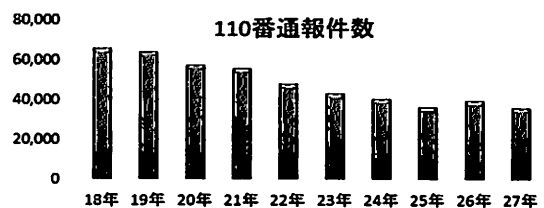


(3) 暴走族の検挙人員

23年	24年	25年	26年	27年
29,312	25,441	19,123	14,742	14,652

(4) 暴走族等に関する110番通報件数

23年	24年	25年	26年	27年
43,215	40,577	36,360	34,861 (39,415)	32,746 (36,276)



※ ( ) 内は旧車會に関するものを含む。

2 違法行為を敢行する旧車會員の実態等

暴走族風の旧型二輪車等で大規模集団走行等を行う旧車會について、平成27年中は、578グループ（前年比-17グループ）構成員6,173人（前年比+129人）を把握し、1,771人（前年比+54人）を検挙

3 暴走族の減少要因の分析

- グループ数及び構成員数の減少要因
  - ・ 人口や二輪免許保有者数の減少
  - ・ 検挙及びグループの解体並びに暴走族への加入阻止対策の効果
- 検挙人員の減少要因
  - ・ 暴走族構成員数の減少
  - ・ 道路交通法違反の検挙全体の減少

4 今後の対応

- 生活安全・刑事部門等と連携し、道路交通法のほか道路運送車両法、刑法等を活用した取締り、暴走族グループの解体、構成員の離脱支援
- 動画投稿サイトの捜査への活用
- 道路管理者に対する道路改良、公園等の施設管理者に対する夜間閉鎖の働き掛け等
- 学校等と連携した暴走族加入阻止教室の開催を引き続き推進

公安委員会

説明資料No.

7

外為法違反事件被疑者の逮捕について

平成28年2月25日

外事課

京都府警、山口県警、島根県警及び神奈川県警察合同捜査本部は、北朝鮮へ日用品（雑貨、靴、食料品）等を不正に輸出した外為法違反（無承認輸出）で、2月18日に貿易会社役員1名を通常逮捕した。

#### 1 被疑者

東京都内に居住する会社役員の男性（48歳）

#### 2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）

#### 3 事案の概要

被疑者は、平成21年6月18日から北朝鮮向けの全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成26年1月2日、日用品等187箱（輸出申告価格約640万円）を、経済産業大臣の承認を受けないで、東京港からシンガポールを経由して北朝鮮に輸出したものである。

#### 4 参考

警察では、平成18年10月から対北朝鮮措置が実施されて以降、本件を含め、全国で同措置違反を35件検挙している。シンガポール経由での北朝鮮への迂回輸出検挙は、全国初である。

公安委員会

革労協反主流派非公然

平成28年2月25日

説明資料No. 8

アジトの摘発等について

公安課

警視庁は、2月23日、平成25年11月28日に発生した米軍横田基地に向けた飛翔弾発射事件に関連し、革労協反主流派非公然アジト3か所を捜索するとともに、公務執行妨害罪で同派非公然活動家ら6人を逮捕したところ、概要は以下のとおり。

#### 1 摘発日

平成28年2月23日(火)

#### 2 摘発アジト

- (1)「豊島長崎アジト」(東京都豊島区所在 集合住宅の一室)
- (2)「市川大和田アジト」(千葉県市川市所在 集合住宅の一室)
- (3)「横浜三ツ沢アジト」(神奈川県横浜市所在 集合住宅の一室)

#### 3 革労協反主流派非公然活動家らの検挙

捜索の際、捜査員に暴行を加えた同派非公然活動家ら6人を公務執行妨害罪で現行犯逮捕した。

- (1)「豊島長崎アジト」 男2人、女1人
- (2)「市川大和田アジト」 男1人
- (3)「横浜三ツ沢アジト」 男1人、女1人

#### 4 参考

革労協の非公然アジトの摘発は、警視庁が平成11年1月6日に摘発した「板橋赤塚アジト」以来、17年1か月ぶりである。